

松山市ホームページバナー及び広報まつやま広告取扱業務に関する契約書（案）

松山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、松山市ホームページ及び広報まつやまに掲載する広告について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、松山市ホームページのトップページの下部及び広報まつやまを広告掲載欄として提供し、乙に広告を掲載させるものとする。

2 乙は、この契約書のほか、松山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）、松山市広告掲載基準（以下「基準」という。）、松山市ホームページ広告掲載取扱要領及び「広報まつやま」広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告の掲載を行わなければならない。

（広告掲載物件の用途）

第2条 乙は、前条に規定する広告掲載欄を広告掲載のみに利用し、その他の用途に使用してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡をし、貸し付け、又は承継させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

（履行期間）

第4条 この契約に基づく履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 乙は、前項の契約金額を次表のとおり4回に分割し、甲が発行する納入通知書により、納入しなければならない。

回数	納付期限	納入金額
1回目	令和8年4月末日	(契約金額の4分の1の額) 円
2回目	令和8年7月末日	(契約金額の4分の1の額) 円
3回目	令和8年10月末日	(契約金額の4分の1の額) 円
4回目	令和9年1月末日	(契約金額の4分の1の額) 円

（甲の解除権）

第6条 甲は、必要があると認めたとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定期日までに納入されるべき額が納入されないとき。
- (2) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により甲が損害を受けた場合には、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

（広告内容の責任）

第7条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反しないこと、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。

2 甲が乙の作成した広告を掲載したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(広告の作成等)

第8条 広告は、乙の責任及び負担で作成する。

2 乙は、作成した広告を、次の各号の期日までに甲に提出し、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の決定を受けなければ、掲載してはならない。

(1)松山市ホームページバナー広告は、当該広告を掲載しようとする月の前月の20日(20日が閉庁日の場合は、前閉庁日)まで。

(2)広報まつやま広告は、当該広告を掲載しようとする月の発行日(各月1日号)の40日前(40日前が閉庁日の場合は、前閉庁日)まで。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の掲載及び撤去)

第9条 広告の掲載及び撤去は、甲が行う。

(広告内容等の変更)

第10条 乙は、掲載中の広告の内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「掲載」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

第11条 甲は、掲載中の広告の内容等が、要綱、基準、要領等の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して当該広告の内容等の修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

3 乙は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(遵守事項)

第13条 甲・乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(所轄裁判所)

第14条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第15条 この契約に関して疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、要綱、基準、要領の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲・乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 松山市二番町四丁目7番地2
松山市長 野志克仁

乙